

# 金融商品取引法における課徴金事例集

平成22年6月

証券取引等監視委員会事務局

### 事例 3

違反行為者は、上場会社 A 社が第三者割当による株式及び新株予約権の発行を行うことを決定した旨の重要事実について、A 社の役員から伝達を受け、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付け及び売り付けたものである。

#### [違反行為の内容及び課徴金額]

##### 1. 違反行為者

上場会社 A 社の役員からの第一次情報受領者（非上場会社役員）

##### 2. 重要事実（適用条文）

株式の発行（第三者割当増資）（法第 166 条第 2 項第 1 号イ）

##### 3. 重要事実の決定時期・決定機関

3 月 24 日まで A 社社長により決定（同日までに、本件増資方針（増資の時期・規模・方法）が決定され、さらに割当先からの内諾を受けており、増資の具体的実現性のある段階に至った）

（重要事実に係る取締役会決議は、4 月 28 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

##### 4. 重要事実の公表

4 月 28 日 午後 7 時 30 分頃 公表（TDnet）

##### 5. 重要事実の伝達（適用条文）

違反行為者は、A 社役員から第三者割当増資による新株式及び新株予約権の発行に関する説明を受け、重要事実を知った。（法第 166 条第 3 項）

##### 6. 違反行為者の取引

- ・ 4 月 27 日に A 社の株券合計 6 万 4,300 株を買付価額 205 万 3,300 円で買付け、また、同月 28 日に A 社の株券合計 6 万 4,300 株を売付価額 227 万 6,300 円で売付け
- ・ インターネットによる発注

##### 7. 課徴金額（新法の適用）

98 万円

内訳 買付け

51万円

(計算方法)

40円(重要事実公表後2週間における最も高い株価) × 64,300株  
−2,053,300円(買付価額) [1万円未満切捨て]

売付け

47万円

(計算方法)

2,276,300円(売付価額)  
−28円(重要事実公表後2週間における最も低い株価) × 64,300株  
[1万円未満切捨て]

#### 8. 本事例の特色

本件のように、重要事実を知りながら買付けを行い、その後、当該重要事実の公表前に売付け(反対売買)を行った場合には、その売買の両方が内部者取引に該当する。この売買について、公表後の株価(本件は、20年改正後の金商法が適用となるため、公表後2週間における株価の最高値又は最安値が適用される)に基づき、課徴金の算定を行うこととなるが、公表後の株価の値動き(ボラティリティ)が大きかったこともあり、買付け、売付けの両方の行為が課徴金の対象となったものである。(事例1参照)

## 事例 1 4

上場会社 A 社の役員である違反行為者①は、A 社の子会社 B 社が A 社の孫会社の異動を伴う株式の譲渡を行うことを決定した旨の重要事実を、その職務に関し知り、当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

法人 X 社及び Y 社（違反行為者②及び③）は、違反行為者①から、上記重要事実の伝達を受け、X 社及び Y 社それぞれの計算において当該重要事実の公表前に A 社株券を買い付けたものである。

### [違反行為の内容及び課徴金額]

#### 1. 違反行為者

違反行為者① 上場会社 A 社の役員

違反行為者② 法人 X（違反行為者①からの第一次情報受領者）（A 社の筆頭株主）

違反行為者③ 法人 Y（違反行為者①からの第一次情報受領者）

（X 社の子会社 Z 社の 100%子会社）

なお、違反行為者①は、法人 X 社及び Y 社の役員も務めている。

#### 2. 重要事実（適用条文）

孫会社の異動を伴う株式の譲渡（法第 166 条第 2 項第 5 号チ、施行令 29 条第 2 号）

#### 3. 重要事実の決定時期・決定機関

9 月 24 日まで B 社の役員 3 名（うち複数名は A 社の役員を兼ねる）で決定（B 社の子会社の売却予定先と具体的な価格交渉を行うための準備に着手）

（重要事実に係る取締役会決議は、10 月 29 日であるが、実質的な決定時期・決定機関は上記のとおり認定）

#### 4. 重要事実の公表

10 月 29 日 午後 4 時頃 公表（T Dnet）

#### 5. 重要事実の伝達（適用条文）

A 社の役員（違反行為者①）は、本件の株式譲渡に関与する中で、9 月 24 日までに、職務上重要事実を知った。（法第 166 条第 1 項第 1 号）

X 社及び Y 社は、違反行為者①が重要事実を知った際に、形式的に違反行為者①から伝達を受けたものと認定したものである。

## 6. 違反行為者の取引

- 違反行為者① ・ 10月10日から同月16日までの間、A社の株券合計32,900株を買付価額162万3,500円で買付け
- ・ 電話による発注
- X社 ・ 10月23日から同月29日までの間、A社の株券合計21,300株を買付価額134万5,500円で買付け
- ・ 電話による発注
- Y社 ・ 10月7日から同月9日までの間、A社の株券合計28,000株を買付価額137万1,400円で買付け
- ・ 電話による発注

## 7. 課徴金額

違反行為者① 90万円

(計算方法) 77円(重要事実公表後の株価) × 32,900株  
-1,623,500円(買付価額) [1万円未満切捨て]

X社 29万円

(計算方法) 77円(重要事実公表後の株価) × 21,300株  
-1,345,500円(買付価額) [1万円未満切捨て]

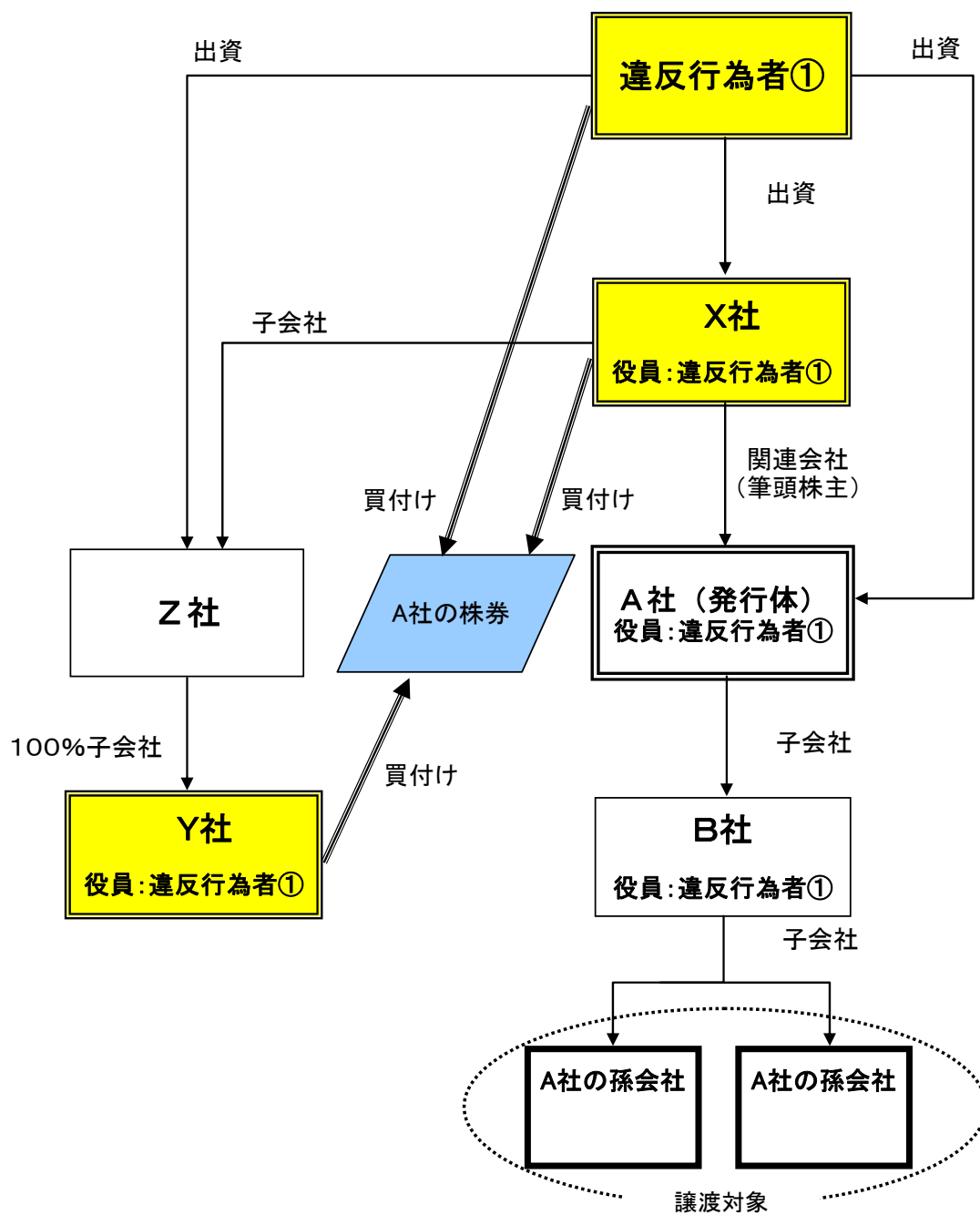
Y社 78万円

(計算方法) 77円(重要事実公表後の株価) × 28,000株  
-1,371,400円(買付価額) [1万円未満切捨て]

## 8. 本事例の特色

- (1) 本件は、違反行為者①が、X社及びY社の両社名義によるA社株の買付けの判断を、実質的に1人で決定することができる立場にある者で、自己(個人)の計算においてA社株の内部者取引を行うとともに、法人X社及びY社の計算(両社名義の証券口座)においても、A社株の内部者取引を行っていたことから、違反行為者①に加えて、法人X社及びY社に対しても課徴金納付命令を行ったものである。
- (2) また、本件は、法人が第一次情報受領者となり得ることを示した事例でもある。本件において、法人を第一次情報受領者と認定したのは、違反行為者①がX社及びY社の意思決定を行うことができる立場にあったことがポイントであり、違反行為者①がA社の役員として職務上当該重要事実を知った際に、法人としてのX社及

びY社に情報の伝達がなされたものとした。



## 事例 28

違反行為者は、A社株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

### [違反行為の内容及び課徴金額]

#### 1. 違反行為者

会社役員（非上場会社）

#### 2. 違反行為（適用条文）

相場操縦（相場を変動させるべき一連の売買）（法第159条第2項第1号）

（A社株券の株価の高値形成や終値形成を図り、一般投資家による同株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買を行った。）

#### 3. 違反行為期間

2月26日午前9時46分頃から同月27日午後2時6分頃までの間（2営業日）

（2月26日の午前中は、次々と売り気配が更新されて価格のつかない状況であったところ、違反行為者は買い注文を発注し、これを契機に、買い上がり買付けや対当売買を繰り返し、他の投資家からの高値買い注文が増加するよう誘引していることから、当該買い注文が最初に約定した午前9時46分頃を違反行為の始期とし、その後の一連の有価証券売買等において、違反行為者の買い注文が最後に約定した同月27日午後2時6分頃を違反行為の終期とした。）

#### 4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、  
自己名義の証券口座を使って、  
現物取引及び信用取引により、  
インターネットで

直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、  
合計456株を買い付ける（買付価額15,935,700円）一方、合計138株を売り付け（売付価額4,568,100円）、

同株券の株価を27,400円から38,300円まで高騰させるなどした。

5. 課徴金額（新法の適用）

100万円

（計算方法）

違反行為開始時の価格で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付価額）  
27,400円（違反行為開始時の株価）  
× 37株（違反行為開始時の買いポジション） = 1,013,800円

違反行為期間において確定した売買損益  
（違反行為期間において456株の買付け、138株の売付け）  
4,568,100円（違反行為期間中の売付価額）  
－（1,013,800円（みなし買付価額）＋2,834,500円（違反行為期間中の買付価額））  
＝ 719,800円

買付価額の算定については、違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから、順次売買対当数量まで割り当てるため、違反行為期間中の買付数量を101株として計算した。

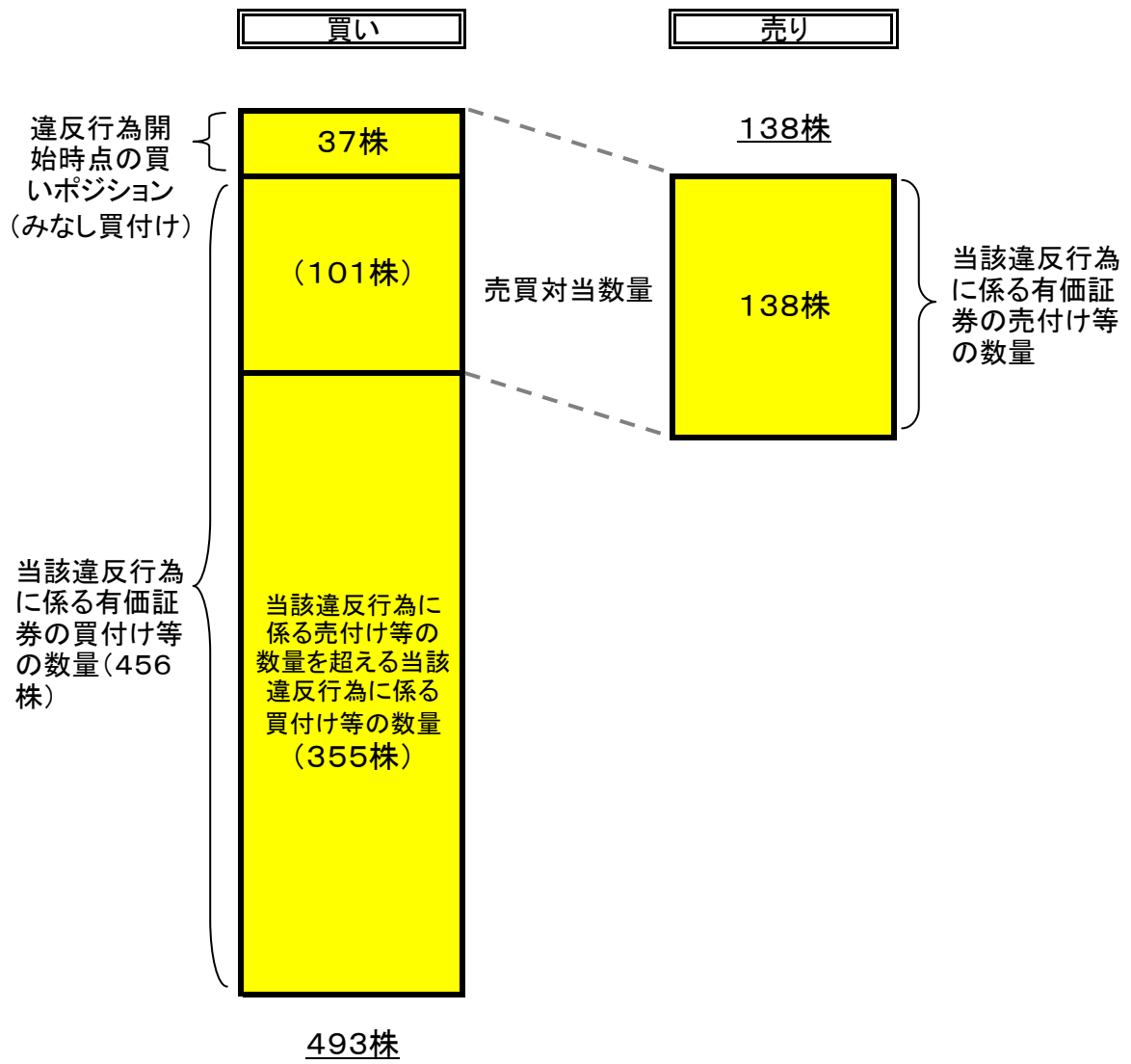
②の計算を行った後に、なお残存する買いポジションについて、相場操縦期間終了時から1ヶ月以内の最高値により当該ポジションが解消されたものとして計算した売買損益

（買付数量が売付数量を超える355株）  
13,383,500円（違反行為終了後1ヶ月を経過するまでの間の各日における有価証券の最高価格のうち最も高い価格（37,700円）に355株を乗じた額）  
－ 13,101,200円（買付価額）  
＝ 282,300円

課徴金額

719,800円 + 282,300円 [1万円未満切捨て]





## 事例 29

個人投資家である違反行為者は、A社株券につき、同株券の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値に、約定させる意思のない売り注文を発注し売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで同株券を買い付け、その後、直前約定値よりも安値で約定させる意思のない買い注文を発注し、買い板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも高い価格での買い注文を誘引し、株価を上昇させたところで同株券を売り付けるなどの方法により、同株券の買付け及び売付けの委託や同株券の買付け及び売付けを行い、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

### [違反行為の内容及び課徴金額]

#### 1. 違反行為者

個人投資家（株取引により収入を得て生計を立てていた者）

#### 2. 違反行為（適用条文）

相場操縦（見せ玉）（法第159条第2項第1号）

（一般投資家によるA社株券の売買を誘引する目的をもって、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託を行った。）

#### 3. 違反行為期間

5月27日午前9時16分頃から6月24日午前10時16分頃までの間において33回（うち5回は課徴金が発生しなかったため、勧告の対象とはしていない。）

（同期間の13取引日において、60分前後のサイクルで、見せ玉の発注、その指値訂正及び株価変動に伴う有利売買という一連の流れが33回繰り返されており、各サイクルを個々の違反行為期間として認定した。）

#### 4. 違反行為者の取引状況

違反行為者は、A社株券につき、

自己名義の証券口座及び親族名義の証券口座(2口座)を使って、

信用取引により、

インターネットで

(7) 直前約定値よりも上値で約定させる意思のない売り注文を発注し、売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで買付けを行い、その後、直前約定値よりも下値で約定させる意思のない買い注文を発注し、買い板を厚く見せることで他の投資家の

現値よりも高い価格での買い注文を誘引し、株価を上昇させたところで売付けを行う方法

- (イ) 売付けの約定を行った後に、直前約定値よりも上値で約定させる意思のない売り注文を発注し、売り板を厚く見せることで他の投資家の現値よりも低い価格での売り注文を誘引し、株価を下落させたところで買い戻す方法により、

合計 130,800 株を買い付ける（買付価額 329,572,500 円）一方、合計 130,800 株を売り付け（売付価額 330,694,000 円）、さらに、延べ合計 1,118,000 株の約定させる意思のない買い注文を発注する一方、延べ合計 1,135,000 株の約定させる意思のない売り注文の発注を行い、

同株券の株価を 2,385 円から 2,640 円まで変動させるなどした。

（28 回のそれぞれの違反行為状況については、別表のとおり。）

#### 5. 課徴金額（新法の適用）

159 万円（28 回の違反行為の合計）

## (別表)

番号	取引日	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (※1)	課徴金額 (1万円未 満切捨て)
			買付	売付	買付	売付			
1	5月27日	9時16分 ～10時02 分	65,000	58,500	5,800	5,800	2470円から2440円 まで下落させたの ち、2480円まで上昇 させるなどした。	14,308,500円 -14,207,000円 =101,500円	10万円
2		10時04 分～12時 40分	45,500	32,500	3,200	3,200	2475円から2465円 まで下落させたの ち、2490円まで上昇 させるなどした。	7,941,500円 -7,907,500円 =34,000円	3万円
3		13時09 分～14時 10分	39,000	0	3,600	3,600	2460円から2490円 まで上昇させるな どした。	(8,874,000円 -8,878,500円) +(17,820,000円 -17,172,000円) =643,500円	64万円 (※2)
4	5月28日	9時43分 ～10時01 分	52,000	39,000	4,200	4,200	2450円から2440円 まで下落させたの ち、2460円まで上昇 させるなどした。	10,295,500円 -10,270,500円 =25,000円	2万円
5		10時15 分～10時 36分	0	58,500	6,100	6,100	2445円から2415円 まで下落させるな どした。	14,828,500円 -14,762,000円 =66,500円	6万円
6		10時39 分～12時 46分	52,000	45,500	5,000	5,000	2435円から2415円 まで下落させたの ち、2445円まで上昇 させるなどした。	12,197,500円 -12,104,000円 =93,500円	9万円
7	5月29日	9時42分 ～10時25 分	32,500	58,500	5,200	5,200	2405円から2385円 まで下落させたの ち、2400円まで上昇 させるなどした。	12,460,500円 -12,429,000円 =31,500円	3万円

番号	取引日	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (※1)	課徴金額 (1万円未 満切捨て)
			買付	売付	買付	売付			
8	5月29日	10時34分～12時45分	39,000	69,000	2,800	2,800	2395円から2385円まで下落させたのち、2410円まで上昇させるなどした。	6,720,000円 -6,703,500円 =16,500円	1万円
9	6月1日	12時37分～13時23分	32,500	52,000	6,000	6,000	2505円から2525円まで上昇させるなどした。	15,113,000円 -15,081,000円 =32,000円	3万円
10	6月3日	10時34分～10時39分	52,000	0	2,400	2,400	2620円から2640円まで上昇させるなどした。	6,324,000円 -6,291,500円 =32,500円	3万円
11	6月4日	9時50分～9時54分	52,000	0	7,100	7,100	2560円から2585円まで上昇させるなどした。	18,274,000円 -18,176,000円 =98,000円	9万円
12		9時55分～10時26分	39,000	26,000	7,200	7,200	2570円から2585円まで上昇させるなどした。	18,552,500円 -18,541,500円 =11,000円	1万円
13		12時44分～12時47分	32,500	0	3,000	3,000	2565円から2575円まで上昇させるなどした。	7,966,500円 -7,956,500円 =10,000円	1万円 (※3)
14	6月5日	9時00分～9時18分	52,000	84,500	3,200	3,200	2595円から2545円まで下落させたのち、2575円まで上昇させるなどした。	8,222,500円 -8,159,000円 =63,500円	6万円
15		10時27分～12時46分	45,500	71,500	6,600	6,600	2560円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。	16,809,000円 -16,764,500円 =44,500円	4万円
16		14時28分～14時48分	45,500	32,500	7,100	7,100	2545円から2555円まで上昇させるなどした。	18,105,000円 -18,070,500円 =34,500円	3万円

番号	取引日	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (※1)	課徴金額 (1万円未 満切捨て)
			買付	売付	買付	売付			
17	6月8日	10時46分～10時56分	32,500	39,000	3,000	3,000	2580円から2570円まで下落させたのち、2580円まで上昇させるなどした。	7,740,000円 -7,725,000円 =15,000円	1万円
18		10時56分～13時28分	45,500	45,500	5,500	5,500	2580円から2570円まで下落させたのち、2595円まで上昇させるなどした。	14,245,000円 -14,217,500円 =27,500円	2万円
19		13時55分～14時11分	26,000	0	6,500	6,500	2570円から2580円まで上昇させるなどした。	16,770,000円 -16,749,500円 =20,500円	2万円
20	6月11日	9時12分～9時32分	39,000	65,000	2,500	2,500	2560円から2525円まで下落させたのち、2545円まで上昇させるなどした。	6,350,000円 -6,336,500円 =13,500円	1万円
21		9時32分～10時55分	78,000	32,500	800	800	2545円から2595円まで上昇させるなどした。	2,072,000円 -2,040,000円 =32,000円	3万円
22		10時55分～10時59分	0	45,500	5,000	5,000	2590円から2570円まで下落させるなどした。	12,948,500円 -12,894,000円 =54,500円	5万円
23		12時37分～14時54分	45,500	91,000	6,500	6,500	2590円から2575円まで下落させたのち、2590円まで上昇させるなどした。	16,802,500円 -16,770,000円 =32,500円	3万円
24	6月15日	9時28分～9時47分	32,500	45,500	1,600	1,600	2575円から2555円まで下落させたのち、2570円まで上昇させるなどした。	4,112,000円 -4,096,000円 =16,000円	1万円
25	6月17日	10時08分～10時59分	45,500	39,000	4,600	4,600	2555円から2535円まで下落させたのち、2555円まで上昇させるなどした。	11,733,000円 -11,685,500円 =47,500円	4万円

番号	取引日	行為時間	売買の委託状況 (延べ株数)		売買状況 (株数)		株価の変動操作状況	課徴金額の算定 (※1)	課徴金額 (1万円未 満切捨て)
			買付	売付	買付	売付			
26	6月18日	13時44分～14時06分	45,500	32,500	7,800	7,800	2550円から2565円まで上昇させるなどした。	19,968,000円 -19,916,500円 =51,500円	5万円
27	6月24日	9時13分～9時33分	52,000	39,000	5,000	5,000	2520円から2505円まで下落させたのち、2520円まで上昇させるなどした。	12,575,000円 -12,550,000円 =25,000円	2万円
28		10時12分～10時16分	0	32,500	3,500	3,500	2530円から2510円まで下落させるなどした。	8,826,500円 -8,802,500円 =24,000円	2万円
総計			1,118,000	1,135,000	130,800	130,800			159万円

※1：(売付価額－買付価額)＋(売付株数が買付株数を超える場合の当該超える株数に係る売付価額－当該超える株数×違反行為終了後1月以内の最低価格)

※2：当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量(3,600株)に、違反行為開始時にその時の価格で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該有価証券を有しないで売付けをした数量(7,200株)を加えた10,800株となる。  
(次ページの概要図参照)

※3：当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量(3,000株)に、違反行為開始時にその時の価格で売付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該有価証券を有しないで売付けをした数量(100株)を加えた3,100株、当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量(3,000株)に、違反行為開始時にその時の価格で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量(100株)を加えた3,100株となる。

(例)平成21年5月27日13時9分から14時10分までの間の違反行為

